

# 山梨県公報

号外第十八号

平成二十四年

三月三十日

金 曜 日

## 目 次

### 規 則

- 山梨県食の安全・安心推進条例施行規則……………一
- 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則……………八
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………八
- 山梨県事務委任規則の一部を改正する規則……………九
- 山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則……………一〇
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則及び山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県立自然公園条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………一一
- 山梨県立職業能力開発学校管理規則の一部を改正する規則……………一一
- 山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則……………一一
- 山梨県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則……………一二
- 山梨県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則……………一二
- 山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一二
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………一二

## 規 則

### 山梨県規則第一号

山梨県食の安全・安心推進条例施行規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事

横

内

正

明

山梨県公報号外 第十八号 平成二十四年三月三十日

### (趣旨)

第一条 この規則は、山梨県食の安全・安心推進条例(平成二十四年山梨県条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主回収の報告)

第二条 条例第二十七条第一項の規定による報告は、自主回収着手報告書(第一号様式)を知事に提出することにより行うものとする。

2 条例第二十七条第一項第一号の規則で定める食品等は、次に掲げる食品等とする。

- 一 食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号。以下この項において「府令」という。)(第一条第二項第二号又は食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十六号。以下この項において「乳等府令」という。)(第三条第二項第二号若しくはト、第三号若しくは力若しくは第四号チの規定に違反する食品等(定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められるものを除く。)
- 二 府令第一条第二項第六号、第七号若しくは第十号又は乳等府令第三条第二項第三号チ若しくはリ若しくは同項第四号ホ若しくはハの規定に違反する食品等
- 三 府令第一条第二項第八号又は乳等府令第三条第二項第二号ヘ、第三号ワ若しくは第四号リの規定に違反する食品等
- 3 条例第二十七条第一項第二号の規則で定める食品等は、食品等の臭味、食品等の外觀、食品等の生産、製造、加工、調理、貯蔵又は販売の状況、現に発生している食品等によるものと疑われる人の健康に係る被害の態様その他の事情から合理的に判断して同項第一号に該当するおそれがあると認められる食品等とする。
- 4 条例第二十七条第三項の規定による報告は、自主回収終了報告書(第二号様式)を知事に提出することにより行うものとする。
- 5 条例第二十七条第五項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(身分証明書)

第三条 条例第二十九条第二項の身分を示す証明書は、第三号様式のとおりとする。(事実の公表の方法等)

第四条 条例第三十条第五項の規定による公表は、県公報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 勧告を受けた者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代

表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

二 勧告の内容

三 公表の原因となる事実

(意見陳述の機会との付与の手続)

**第五条** 条例第三十条第六項の規定による意見の陳述は、知事が口頭であることを認めるときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 知事は、条例第三十条第六項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第一項又は第二項の規定による勧告を受けた者(次項及び第四項において「当事者」という。)に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 公表しようとする内容及びその理由

二 陳述書の提出先及び提出期限(口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるときは、知事が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

4 第二項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

**附則**

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

（表面）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

自主回収着手報告書

（製造・輸入・加工・販売）した食品等について、次のとおり自主的な回収に着手したので、山梨県食の安全・安心推進条例第27条第1項の規定により報告します。

回収する食品等の商品名 （名称）	
回収する食品等を特定する情報	
回収する食品等の販売年月日、販売先及びその数量	
回収に着手した年月日	年 月 日

(裏面)

製造等が行われた事業所の名称及び所在地	
回収する理由	
回収するに至った経緯	
回収の方法等	
想定される健康への影響	
連絡担当者の所属部署 (名称及び所在地) 及び 氏名	(電話番号 )
備考	

- 注 1 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 「回収する食品等を特定する情報」欄は、回収する食品等の形状、重量、容量、消費期限、賞味期限、製造番号等を記載すること。また、回収する食品等について製品の表示事項又は写真がある場合は、これらを添付すること。
- 3 「回収の方法等」欄は、回収の方法、周知の方法、問合せ先、回収する食品等の保管場所、回収を終了する予定時期等を記載すること。また、ラジオ、テレビジョン、新聞、インターネット等により周知をする場合は、周知の内容を記した書面を添付すること。

第2号様式(第2条関係)

(表面)

年 月 日

山梨県知事 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

自主回収終了報告書

年 月 日に報告した食品等の自主的な回収については、これが終了しましたので、山梨県食の安全・安心推進条例第27条第3項の規定により報告します。

回収した食品等の商品名 (名称)	
回収を終了した年月日	年 月 日
回収した食品等の数量	

(裏面)

回収するに至った経緯	
再発防止のために講じた措置	
回収した食品等の保管場所	
処分等の方法	
処分等を行う予定時期	
連絡担当者の所属部署 (名称及び所在地) 及び 氏名	(電話番号 )
備考	

注 1 「回収した食品等の数量」欄は、回収した食品等に複数のロット（一の期間内に一連の工程により均質性を有するように生産され、製造され、又は加工された食品等の一群をいう。）がある場合は、当該ロットごとの数量を記載すること。

2 「回収するに至った経緯」欄は、自主回収着手報告書の提出後において新たに判明したものについて記載すること。

第3号様式（第3条関係）

山梨県公報号外 第十八号 平成二十四年三月三十日

←----- 9センチメートル -----→

第 号

▲----- 6センチメートル -----▼



身分証明書

職名

氏名

年 月 日 生

上記の者は、山梨県食の安全・安心推進条例第29条第1項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。

年 月 日（発行）

山梨県知事

印

山梨県規則第二号

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

一 山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）第十八条第三十四号

二 山梨県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年山梨県規則第五号）第五条第七号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第三号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則

山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び室」を削る。

第七条の見出し中「・室」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項の表中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

一 防災危機管理課

消防保安室

第七条第五項中「並びに第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第九条中「に規定する課、同条第二項に規定する室」を削る。

第十条第一項中「第十四条」を「第十四条第七項から第九項まで」に改める。

第十一条中「又は知事政策局長」を「、知事政策局長又はリニア交通局長」に改める。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「又は前項に規定する室長」及び「又は第七条第二項に規定する室」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を第三項とし、第五項から第八項までを一号ずつ繰り上げ、同条第九項中「前項に規定する」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項に規定する」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とする。

第十六条第三項中「山梨県立育精福祉センター設置条例」を「山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例」に改める。

第十九条第一項及び第二項中「指導部長」を「教務指導部長」に改める。

第二十一条第一項及び第三項中「、医長」を削る。

別表第一中「第七条 第七条の三関係」を「第七条関係」に改め、同表の一の表知事政策局の部行政改革推進課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「政策アセスメント」を「行政評価」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表企画画民部の部消費生活安全課の項第十一号中「食品安全行政」を「食の安全・安心」に改め、同項第十六号中「及び消費生活紛争処理委員会」を「消費生活紛争処理委員会及び食の安全・安心審議会」に改める。

別表第一の一の表総務部の部消防防災課の項中「消防防災課」を「防災危機管理課」に改め、同項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 危機管理の総合調整に関すること。

五 自衛官募集事務及び自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。

別表第一の一の表総務部の部防災危機管理課の項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号から第十四号までを削り、第十五号を第八号とし、第十六号を第九号とし、第十七号を削り、同項第十八号中「、国民保護協議会及びメディカルコントロール協議会」を「及び国民保護協議会」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十九号を同項第十一号とする。

別表第一の一の表観光部の部観光企画・ブランド推進課の項中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 おもてなしの推進に関すること。

別表第一の一の表農政部の部農業技術課の項中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 野生鳥獣による農作物の被害の防止に関すること。

別表第一の一の表を削る。



別表第一の三の表情報産業振興室の項の次に次のように加える。

消防保安室	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 消防に関すること。</li> <li>二 危険物の規制に関すること。</li> <li>三 高圧ガスの保安及び指導に関すること。</li> <li>四 液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関すること。</li> <li>五 火薬類及び猟銃等の取締りに関すること。</li> <li>六 電気工事士及び電気工業業に関すること。</li> <li>七 電気用品の安全の確保に関すること。</li> <li>八 ガス事業に関すること。</li> <li>九 消防学校に関すること。</li> <li>十 メディカルコントロール協議会に関すること。</li> </ul>
-------	--

別表第一の三の表美しい県土づくり推進室の項第五号中「及び屋外広告物審議会」を削り、同表を別表第一の二の表とする。

別表第三富士・東部地域県民センターの項を次のように改める。

富士・東部地域県民センター	総務県民課	都留市
---------------	-------	-----

別表第三甲陽学園の項中「指導課」を「自立支援課」に改め、同表森林総合研究所の「総務課

項中 普及指導部 を「森林研究部」に改め、同表産業技術短期大学の項中「指導部」を「森林研究部」に改める。

別表第五保健福祉事務所の項第六号中「発達障害者」の下に「及び高次脳機能障害者等」を加え、同項に次の一号を加える。

二十一 富士・東部建設事務所吉田支所の庶務的業務に関すること（富士・東部保健福祉事務所に限る。）。

別表第五林務環境事務所の項中第四十五号を第四十七号とし、第二十二号から第四十四号までを二号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の二号を加える。

二十二 林業公社に関すること。

二十三 林業技術の普及及び林業経営の指導に関すること（森林総合研究所の所掌に係るものを除く。）。

別表第五森林総合研究所の項第七号中「関すること」の下に「（高度な専門的知識及び技術を要する業務に関するものに限る。）」を加える。

び技術を要する業務に関するものに限る。）」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際この規則による改正前の山梨県行政組織規則の規定による機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為は、この規則による改正後の山梨県行政組織規則の規定による相当の機関によってなされた処分その他の行為又はその機関に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

総務部消防防災課	総務部防災危機管理課
----------	------------

(山梨県消防賞じゅつ金条例施行規則の一部改正)

4 山梨県消防賞じゅつ金条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「総務部消防防災課長」を「総務部消防保安室長」に改める。

山梨県規則第四号

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務委任規則の一部を改正する規則

山梨県事務委任規則（昭和四十三年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条1から4まで及び6から10までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条14中「第五十二条に規定する」を「第五十二条第一項の規定による」に改め、同条14を同条15とし、同条13中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条13を同条14とし、同条12中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条12を同条13とし、同条11中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条11を同条12とし、同条10の次に次のように加える。

11 第二十六条第一項の規定による消毒に関すること。

附則

### 山梨県規則第五号

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。  
山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則  
山梨県特定非営利活動促進法施行細則（平成十年山梨県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二章」を削る。  
第四条を次のように改める。

（設立の認証申請書等の補正）

**第四条** 法第十条第三項の規定による補正は、補正後の申請書又は書類を添付した第一号様式の二による補正書を知事に提出してするものとする。

2 前項の補正書に添付する補正後の書類のうち、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものには、それぞれ副本一通を添えるものとする。第七号を削る。

第六条第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、「第十条第一項第二号イの書類」の下に「及び事業報告書等」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

3 第四条の規定は、法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証について準用する。この場合において、第四条第二項中「法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるもの」とあるのは、「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第二十六条第二項の規定により添付する法第十条第一項第二号イの書類及び事業報告書等」と読み替えるものとする。

第五条第一項中「届出は、」の下に「同項に掲げる書類を添付した」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第六条とする。

3 第一項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本一通を添えるものとする。第四条の次に次の一条を加える。

（設立登記の完了の届出等）

**第五条** 法第十三条第二項の規定による届出は、同項に掲げる書類を添付した第二号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の届出書には、法第十三条第一項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類の副本又は写し一通を添えるものとする。

一 法第十条第一項第一号の定款

二 法第十条第一項第二号イの役員名簿

三 法第十条第一項第七号の事業計画書

四 法第十条第一項第八号の活動予算書

五 法第十三条第二項の登記事項証明書

六 法第十四条の財産目録

七 設立の認証に関する書類

二十条を第三十六条とする。

第十九条中「第十二条第二項」を「第二十二條第二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第十八条中「第十一条第二項」を「第二十一條第二項」に改め、同条を第三十四条とする。

第十七条中「第十条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条を第三十三条とする。第十六条を第二十条とし、同条の次に次の十二条を加える。

（認定申請書）

**第二十一条** 条例第十条の申請書は、第十四号様式によるものとする。

（認定の有効期間の更新申請書）

**第二十二条** 条例第十一条の申請書は、第十五号様式によるものとする。

（非所轄法人の役員の変更の届出等）

**第二十三条** 第六条第一項及び第二項、第九条第一項、第十条第一項並びに第十一条第一項の規定は、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの（第二十五条第二項ただし書及び第二十六条第三項ただし書において「非所轄法人」という。）が行う法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十三条、法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条の規定による届出又は書類の提出について準用する。

2 条例第十二条第二項の届出書は、第十六号様式によるものとする。

**第二十四条** 法第五十三条第一項の規定による届出は、第十七号様式による届出書を知事に提出してするものとする。

（役員報酬規程等の提出）

**第二十五条** 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、同項に掲げる書類を添付した第十八号様式による提出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。ただし、非所轄法人が知事に提出する同項の提出書に添付する書類については、この限りでない。

い。

(助成金支給書類等の提出)

**第二十六条** 法第五十五条第二項の規定による法第五十四条第三項の書類の提出は、同項の書類を添付した第十九号様式による提出書を知事に提出してするものとする。

2 法第五十五条第二項の規定による法第五十四条第四項の書類の提出は、同項の書類を添付した第二十号様式による提出書を知事に提出してするものとする。

3 前二項の提出書に添付する書類には、副本一通を添えるものとする。ただし、非所轄法人が知事に提出するこれらの項の提出書に添付する書類については、この限りでない。

(役員報酬規程等の閲覧等)

**第二十七条** 条例第十五条の規則で定める場所は、県民情報センターとする。

2 法第五十六条の規定による閲覧及び謄写は、山梨県の休日を含め定める条例第一条第一項に規定する県の休日を除く日の午前九時から午後五時までの間において行うものとする。

(仮認定申請書)

**第二十八条** 条例第十六条の申請書は、第二十一号様式によるものとする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

**第二十九条** 第六条第一項及び第二項、第九条第一項、第十条第一項並びに第十一条第一項の規定は県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する仮認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものが行う法第六十二条において準用する法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第二十三条、法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条の規定による届出又は書類の提出について、第二十三条第二項及び第二十四条の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第二項及び法第五十三条第一項の規定による届出について、第二十五条及び第二十六条の規定は法第六十二条において準用する法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について、それぞれ準用する。この場合において、第二十五条第二項ただし書及び第二十六条第三項ただし書中「非所轄法人」とあるのは、「県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する仮認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のもの」と読み替えるものとする。

(合併の認定の申請書)

**第三十条** 条例第十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の申請書は、第二十二号様式によるものとする。

(認定特定非営利活動法人等に対する検査の際の身分証明書)

**第三十一条** 法第六十四条第七項において準用する法第四十一条第三項の職員の身分を示す証明書は、第二十三号様式によるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法による申請等)

**第三十二条** 条例第十九条に規定する規則で定める事項については、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年山梨県規則第五十六号)第三条、第五条及び第七条第一項の規定の例による。

第十五条の見出し中「届出書」を「完了の届出等」に改め、同条中「届出書は、第十二号様式による」を「規定による届出は、同項に掲げる書類を添付した第十二号様式による届出書を知事に提出してする」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第十九条とする。

2 前項の届出書に添付する書類には、副本又は写し一通を添えるものとする。

3 第一項の届出書には、法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項及び前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類の副本又は写し一通を添えるものとする。

一 法第十条第一項第一号の定款

二 法第十条第一項第二号イの役員名簿

三 法第十条第一項第七号の事業計画書

四 法第十条第一項第八号の活動予算書

五 法第十三条第二項の登記事項証明書

六 法第十四条の財産目録

七 合併の認証に関する書類

第十四条第一項中「第八条」を「第九条第一項」に改め、同条第二項中「第四項まで」の下に「及び第四条」を、「申請書」の下に「及びこれ」を加え、同項に後段として次のように加え、同条を第十七条とする。

この場合において、第四条第二項中「法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるもの」とあるのは、「定款、役員名簿、合併趣旨書、合併の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書」と読み替えるものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(合併の場合の貸借対照表の作成等)

**第十八条** 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置くものとする。

第十三条を第十六条とする。

第十二条中「第七条」を「第八条」に改め、同条を第十五条とし、第十一条を第十四

条とする。

第十条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第十三条とする。

第九条の見出し中「閲覧」の下に「及び謄写」を加え、同条第一項中「第五条」を「第六条」に改め、同条第二項中「第二十九条第二項」を「第三十条」に改め、「閲覧」の下に「及び謄写」を加え、「平成元年条例第六号」を「平成元年山梨県条例第六号」に改め、同条を第十二条とする。

第八条第一項中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に、「第五号の二様式」を「第五号様式の三」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の提出書に添付する書類には、副本一通を添えるものとする。

第八条第三項を削り、同条を第十一条とする。

第七条の次に次の三条を加える。

(変更後の定款等の提出)

**第八条** 法第二十五条第三項の認証を受けた特定非営利活動法人は、同項の認証を受けた後遅滞なく、変更後の定款及び定款の変更の認証に関する書類の写しを添付した第四号様式の二による提出書を知事に提出するものとする。

2 前項の特定非営利活動法人は、法第二十五条第七項の規定により定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書を知事に提出する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、当該登記事項証明書の提出に併せて変更後の定款及び定款の変更の認証に関する書類の写しを提出するとともに、同項の届出書の提出を省略することができる。

(定款の変更の届出書)

**第九条** 条例第四条の届出書は、第五号様式によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、写し一通を添えるものとする。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

**第十条** 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した第五号様式の二による提出書を知事に提出してするものとする。

2 前項の提出書に添付する登記事項証明書は、写し一通を添えるものとする。

第一号様式中「4 定款に記載された目的」を「4 その他の事務所の所在地」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2（第4条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所又は居所  
氏 名 印  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名)

補 正 書

年 月 日に申請した について不備がありましたので、特  
定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用す  
る場合を含む。）の規定により、次のとおり補正を申し立てます。

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由



第11号様式第24「第4条関係」を「第5条関係」に改める。  
第11号様式第25「第5条関係」を「第6条関係」に、「役員変更届出書」  
を「役員の変更等届出書」に、「第23条第1項」を「第23条第1  
項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）  
読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。  
第11号様式第26「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式の次に次の様式を加  
える。

第4号様式の2（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名 称

代表者氏名

印

変 更 後 の 定 款 提 出 書

定款の変更の認証を受けたので、山梨県特定非営利活動促進法施行細則第8条第1項の規定により、提出します。





第5号様式の2（第10条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名 称

代表者氏名

印

定款の変更の登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

第六号條在中「第10条關係」を「第13条關係」に改める。  
第七号條在中「第11条關係」を「第14条關係」に改める。  
第八号條在中「第11条關係」を「第14条關係」に、「清算人就職届  
出書」を「清算人就職届出書」に、「就職した」を「就任した」に改  
める。

第九号條在中「第12条關係」を「第15条關係」に改める。

第十号條在中「第13条關係」を「第16条關係」に改める。

第十一号條在中「第14条關係」を「第17条關係」に改める。

第十二号條在中「第15条關係」を「第19条關係」に改める。

第十三号條在中「第16条關係」を「第20条關係」に、「特定非営利活動法人が」  
を「特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除  
く。以下この項及び次項において同じ。）が」に、「書面を」を「書面を、あらかじめ」  
に改め、同條の次の十條を加える。

第14号様式(第21条関係)

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

山梨県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒	電話 ( ) — FAX ( ) —
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名		印
	設立年月日		年 月 日
	事業年度		月 日 ~ 月 日
	過去の認定の有無		有 ・ 無
	(過去の認定の有効期間)		( 自 年 月 日 ) ( 至 年 月 日 )
(過去に認定した所轄庁)	( )		
過去の仮認定の有無		有 ・ 無	
(仮認定を受けた日)		( 年 月 日 )	
(過去に仮認定した所轄庁)	( )		
認定取消の有無		有 ・ 無	
(取消日)		( 年 月 日 )	
(取り消した所轄庁)	( )		
仮認定取消の有無		有 ・ 無	
(取消日)		( 年 月 日 )	
(取り消した所轄庁)	( )		

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒		
電話 ( ) — FAX ( ) —		
〒		
電話 ( ) — FAX ( ) —		

認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒	電話 ( )	—	
			FAX ( )	—	
	(フリガナ)				
	申請者の名称				
	(フリガナ)				
	代表者の氏名			印	
	認定の有効期間	自	年	月	日
	至	年	月	日	
山梨県知事 殿	認定の有効期間の満了日の6月前の日		年	月	日
	認定の有効期間の満了日の3月前の日		年	月	日
	事業年度		月	日	~
			月	日	

特定非営利活動促進法第51条第2項の認定の有効期間の更新を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒		
電話 ( )		
FAX ( )		
〒		
電話 ( )		
FAX ( )		

第16号様式(第23条関係)

認定特定非営利活動法人等の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日      山梨県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒  電話 ( ) —
	従たる事務所の所在地	〒  電話 ( ) —
	(フリガナ)	
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	印
認定(仮認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		・社員総会の議事録の 謄本 ・変更後の定款	<input type="checkbox"/>   <input type="checkbox"/>

第17号様式（第24条関係）

認定特定非営利活動法人等の代表者変更届

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	電話 ( ) -
	法人名	
	(フリガナ)	
山梨県知事 殿	代表者の氏名	印
	認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

第18号様式(第25条関係)

認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書

年 月 日          山梨県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒	電話 ( )	—
	(フリガナ)		FAX ( )	—
	名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	認定(仮認定)の有効期間		事業年度	
	自 年 月 日	自 年 月 日		
	至 年 月 日	至 年 月 日		

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、次の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	④ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)		⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引		(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類

認定特定非営利活動法人等が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年 月 日     山梨県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒		
	(フリガナ)	電話 ( ) —		
	法人名			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名	印		
	認定（仮認定）年月日	年 月 日		
認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日	至 年 月 日		

特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、提出します。

支給日	支給対象者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	



第20号様式(第26条関係)

認定特定非営利活動法人等が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書

年 月 日  山梨県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	電話 ( ) -
	法人名	
	(フリガナ)	
	代表者の氏名	
	認定(仮認定)年月日	年 月 日
認定(仮認定)の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	

印

海外へ200万円超の 送金  
金銭の持出し を 行うことになった  
行った ので、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、提出します。

金額	用途	予定日 (実施日)
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日

(事前に提出できなかった場合の理由)

.....

.....

.....

.....



第22号様式(第30条関係)

特定非営利活動促進法第63条第1項又は  
第2項の合併の認定を受けるための申請書

山梨県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒	
		電話 ( )	—
		FAX ( )	—
	(フリガナ)		
	申請者の名称		
	(フリガナ)		
代表者の氏名			印
認定(仮認定)年月日	年 月 日		
<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 仮認定 の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日		
事業年度	月 日～ 月 日		

特定非営利活動促進法第63条 第1項  
第2項 の合併の認定を受けたいので申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名 又は合併によって設立する法人名  (代表者名)	電話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名  (代表者名)	電話 ( ) — FAX ( ) —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

第23号様式(第31条関係)

↑ 9.1センチメートル ↓	第 号	写真  印
	職 名	
	氏 名	
	特定非営利活動促進法第41条	
	第3項の規定による職員の証	
	年 月 日発行	
	(有効期間 年)	
山 梨 県 知 事 印		
← 12.8センチメートル →		

## (裏面)

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第64条第1項及び第2項の規定により、認定特定非営利活動法人等の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

## 特定非営利活動促進法抜粋

## (報告及び検査)

- 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第5項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第1項又は第2項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第3項又は前項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項又は第2項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第3項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第六号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「保健所、中央児童相談所、甲陽学園、」及び「、育精福祉センター及び食肉衛生検査所」を削り、「前各号」を「第一号」に、「認める者」を「認めるもの」に改める。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、第十一号及び第十二号を削る。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第七号

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年山梨県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の三中「第六条第一項第一号ホ」を「第六条第一項第一号ハ」に改め、同条第四号中「から二まで」を「及びロ」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第八号

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則及び山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則及び山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

（山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和五十一年山梨県規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第四の二の四の備考1中「より知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長）」を加え、同表の二の四の備考1ただし書を削る。

別表第五の付表の第一号中「より知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、「知事」を「知事」に改め、「及び甲府市の地域のうち知事が指定する区域」を削り、同表の第二号中「別表第四

第二号4の備考1ただし書の規定により知事が指定した区域」を削る。

別表第七の六の表の備考1中「より知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長）」を加え、同表の備考1ただし書を削る。

別表第八の備考1中「より知事」の下に「（市の区域内の地域については、市長）」を加え、同表の備考1ただし書を削る。

（山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部改正）  
第二条 山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成十一年山梨県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九号中「市町村長」を「町村長」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県立自然公園条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立自然公園条例施行規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則  
（山梨県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年山梨県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条中「の同意」を「の協議」に



「同意を得」を「協議し」に改める。  
第六条の見出し及び同条第一項並びに第七条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第八条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第一項中「同意」を「協議」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加える。

第九条の見出し中「同意」を「協議」に改める。

第十条の見出し中「同意」を「協議」に改め、同条第一項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の下に「協議書又は」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「協議書又は」を加える。

第十二条の見出し中「同意又は」を削る。

第十八条第三十三号中「以下」を「第七十六号において」に、「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改め、同条第七十六号中「協議し、その同意を得た」を「協議してその同意を得、若しくは協議した」に改める。

**(山梨県事務決裁規則の一部改正)**

**第二条** 山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の表みどり自然課の項第二号5、7及び9中「同意」を「協議」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第十号**

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横内正明

**山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則**

山梨県職業訓練手当支給規則（昭和三十八年山梨県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「日数」の下に「（一）の職業訓練について、四十日を限度とする。」を加える。

**附則**

**(施行期日)**

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 平成二十四年四月一日前に職業訓練の受講を開始した者に係る受講手当の支給については、なお従前の例による。

**山梨県規則第十一号**

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則  
山梨県立職業能力開発校管理規則（昭和四十七年山梨県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一都留高等技術専門校の項中	「服飾科	六月 三名
	家屋営繕科	六月 一名
	パソコン科	二月 二名

営繕科	「農業科	六月 一名
		福祉サービス

九月 四名 を「農業科」に改め、同表就業支援センターの項中  
六月 四名 を「農業科」に改め、同表就業支援センターの項中  
九月 四名 を「農業科」に改める。

**附則**

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

**山梨県規則第十二号**

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横内正明

**山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則の一部を改正する規則**

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十九条」を「第三十条」に、「基づく」を「基づく」に、「に」を「尿」に改め、同条第二項中「腐そ病」を「腐そ病」に、「みつらひ」を「みつらひ」に、「巣わく、巣ひ」を「巣枠、巣ひ」に改める。

第三条第二項中「以下」を「以下」に、「蜂群」を「蜂群」に、「腐そ病」を「腐そ病」に、「腐そ病検査証明書」を「腐そ病検査証明書」に、「三十日」を「原則として三十日（北海道にあつては、四十五日）」に改め、。ただし、北海道にあつて

は四十五日」を削り、「ちよう付して」を「貼付して」に改める。  
第四条第一項中「腐そ病」を「腐そ病」に改める。  
第五条第二項中「ほう群」を「蜂群」に、「腐そ病」を「腐そ病」に、「ちよう付して」を「貼付して」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十三号

山梨県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

山梨県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年山梨県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「通行しや断」を「通行の制限又は遮断」に改め、同条中「第二條第一項」を「第三條第一項及び第五條第一項」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「通行しや断」を「通行の制限又は遮断」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「通行しや断」を「通行の制限又は遮断」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 通行の制限にあつては、その内容

第八条中「所轄家畜保健衛生所長」の下に、「（法第十二條の四第一項の規定による報告にあつては、知事が指定する職員）」を加える。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県規則第十四号

山梨県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県風致地区条例施行規則（昭和四十五年山梨県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「甲府市の区域においては甲府市長」を「市の区域においては、当該市の長」に改め、「（甲府市の区域においては正本を一部）」を削り、同条第七号中「する土石等

の堆積」を「する土石等の堆積」に、「風致地区内土石等の堆積許可申請書」を「風致地区内土石等の堆積許可申請書」に改める。

第四条中「甲府市又は特例市町村」を「市又は特例町村」に改める。

第一号様式中「田沼斗湖」を「斗湖」に、「風致地区内堆積物の堆積許可申請書」を「風致地区内堆積物の堆積許可申請書」に改める。

第二号様式から第四号様式までの規定中「田沼斗湖」を「斗湖」に改める。

第五号様式中「田沼斗湖」を「斗湖」に、「風致地区内堆積物又は土石等堆積許可申請書」を「風致地区内堆積物の堆積許可申請書」に改める。

第六号様式中「田沼斗湖」を「斗湖」に改める。

第七号様式中「田沼斗湖」を「斗湖」に、「風致地区内堆積物の堆積許可申請書」を「風致地区内堆積物の堆積許可申請書」に改める。

第八号様式及び第十号様式中「田沼斗湖」を「斗湖」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第二条第七号の改正規定、

第一号様式の改正規定（「田沼斗湖」を「斗湖」に改める部分を除く。）、第五号様式の改正規定（「田沼斗湖」を「斗湖」に改める部分を除く。）及び第七号様式の改正規定（「田沼斗湖」を「斗湖」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十五号

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横内正明

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県営住宅設置及び管理条例施行規則（平成九年山梨県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（単身での入居を認める者の範囲）

第一条の二 条例第六条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

一 六十歳以上の者

二 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者で、その障害の程度が次のイからハまでに掲げる障害の種類に応じ、当該イからハまで



に定める程度であるもの

イ 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号の一級から四級までのいずれかに該当する程度

ロ 精神障害（知的障害を除く。八において同じ。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に規定する一級から三級までのいずれかに該当する程度

ハ 知的障害 ロに規定する精神障害の程度に相当する程度

三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者でイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者

ロ 配偶者暴力防止等法第十条第一項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの

五 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の二項を加える。

（公営住宅法施行令の一部改正に伴う特例）

2 平成十八年四月一日前において五十歳以上であり、かつ、条例第八条第一項の規定により入居の申込みをした時に六十歳未満である者は、第一条の二第一号の要件を満たす者とみなす。

（経過措置）

3 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に限り、第二条第二項第三号の適用については、同号中「公営住宅法施行令」とあるのは、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四

百二十四号）第一条による改正前の公営住宅法施行令」とする。

#### 附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

#### 山梨県規則第十六号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三十一号の次に次の一号を加える。

三十一の二 特定保険業認可申請手数料

別表第五百三十号の四の次に次の一号を加える。

五百三十の五 運転経歴証明書再交付手数料

#### 附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番